

## 報告第 15 号

### 臨時代理した事件(名張市青少年育成推進員の委嘱)の承認について

名張市青少年育成推進員設置要綱（昭和52年制定）第4条の規定に基づく名張市青少年育成推進員の委嘱については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 元年 5月10日報告

名張市教育委員会  
教育長 上 島 和 久

# 名張市青少年育成推進員名簿

[任期:平成31年4月～平成33年(2021年)3月]

	地区	役職	氏名	年齢	就任期間	新規・継続
1	名張		伊集 基之	47	H25.4～	継続
2			滝本 敏明	60	H15.4～	継続
3			中谷 幸雄	58	H17.4～	継続
4			横山 節子	67	H31.4～	新規
5			吉住 隆子	70	H31.4～	新規
6	鴻之台・希中央		高尾 松男	66	H31.4～	新規
7			竹田 雅一	53	H27.4～	継続
8	蔵持		小野 久美子	61	H25.4～	継続
9			久保田 光男	74	H25.4～	継続
10			吉岡 昌行	54	H27.4～	継続
11	川西・梅が丘		新 千明	79	H25.4～	継続
12			金ヶ江 啓介	69	H17.5～	継続
13			田中 繁憲	70	H31.4～	新規
14			山口 正志	64	H31.4～	新規
15	薦原		曾我部 京子	69	H27.4～	継続
16			福地 敏昭	63	H31.4～	新規
17	美旗		垣守 勲	54	H15.4～	継続
18			茅野 眞司	67	H31.4～	新規
19			橋本 喜美代	67	H23.4～	継続
20			山森 理宏	51	H24.4～	継続
21	比奈知		高田 正	63	H13.4～	継続
22			薬師寺 誠	71	H31.4～	新規
23			山森 悟	57	H26.4～	継続
24	すずらん		阿山 文夫	70	H29.4～	継続
25			西村 武夫	66	H31.4～	新規
26	つつじが丘		上野 伸一	42	H31.4～	新規
27			竹田 昌弘	74	H31.4～	新規
28			藤原 利夫	69	H31.4～	新規
29			湊先 岩男	63	H31.4～	新規
30			山田 青弘	71	H29.4～	継続
31	錦生		井上 善弘	43	H31.4～	新規
32			杉本 一徳	58	H25.4～	継続
33			富山 章	71	H18.7～	継続
34	赤目		川崎 泰之	73	H31.4～	新規
35			水谷 孝昭	64	H21.4～	継続
36			森岡 敬一	54	H25.4～	継続
37			吉村 稔	75	H31.4～	新規
38	箕曲		生悦住 嘉信	44	H31.4～	新規
39			繁田 進太郎	44	H31.4～	新規
40	青蓮寺・百合が丘		稲見 章三	70	H27.8～	継続
41			末綱 勝彦	74	H29.7～	継続
42	国津		大森 秀美	65	H31.4～	新規
43			百地 和巳	50	H31.4～	新規
44	桔梗が丘		新井 憲二	63	H31.4～	新規
45			奥出 浩	73	H27.4～	継続
46			木林 康典	60	H31.4～	新規
47			大釋 康裕	69	H29.4～	継続
48			富嶋 雅俊	40	H31.4～	新規
49			福森 譲	68	H26.4～	継続
50			藤森 伸	75	H31.4～	新規

○名張市青少年育成推進員設置要綱

昭和52年7月21日制定

(目的)

**第1条** 名張市における青少年の健全な育成活動を推進するために名張市青少年育成推進員(以下「育成推進員」という。)を置く。

(職務及び分担地域)

**第2条** 育成推進員は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 市内における青少年問題の実情を把握し、青少年関係機関と連絡を密にし青少年の健全な育成に努めること。

(2) 青少年のグループ活動の促進、有害環境の浄化、遊び場、広場づくりの促進、勤労青少年の余暇善用体力づくり、スポーツの奨励、非行化防止その他青少年育成活動を推進すること。

2 前項の育成推進員が分担する地域は教育長が定める。

(定数)

**第3条** 育成推進員の定数は、50名以内とする。

(委嘱)

**第4条** 育成推進員は、名張市に居住する市民の内より社会奉仕の精神をもって積極的に地域社会における青少年育成活動のできる者の中から適任者を選び教育委員会が委嘱する。

(任期)

**第5条** 育成推進員の任期は2年とする。ただし、補欠により委嘱された育成推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 育成推進員は、再任することができる。

(解嘱)

**第6条** 育成推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、前条の規定にかかわらずこれを解嘱することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり又はこれに堪えられないとき。

(2) 職務の地位を政党又は政治目的のために利用したとき。

(3) 育成推進員としてふさわしくない行為があったとき。

(職務上の心得)

**第7条** 育成推進員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、奉仕の精神をもって青少年の健全育成に努めるものとする。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

**附 則**

この要綱は、昭和52年9月1日から施行する。